

川島桶川資源循環組合監査委員処務規程

令和 7 年 5 月 1 日

監査委員訓令第 1 号

(趣旨)

第 1 条 この訓令は、別に定めるもののほか、監査委員の権限に属する事務のうち、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号。以下「法」という。）

第 200 条第 4 項の規定により置く書記その他の職員が専決することができる事項を定め、その範囲を明らかにするとともに、川島桶川資源循環組合監査委員の公印その他必要な事項について定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この訓令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 決裁 事案について、最終的に意思を決定することをいう。

(2) 専決 事案について、常時、監査委員に代わって決裁することをいう。

(職及び職務)

第 3 条 監査委員に、法第 200 条第 4 項の規定に基づき、書記を置く。

2 書記は、法第 200 条第 7 項の規定により監査委員の命を受け、監査委員に関する事務に従事する。

3 書記は、川島桶川資源循環組合事務局設置条例（令和 7 年川島桶川資源循環組合条例第 4 号）第 1 条に規定する事務局の総務課の職員をもって充てる。

(専決事項)

第 4 条 上席の書記が専決することができる事項は、次のとおりとする。

(1) 通知、請求、申請、照会、依頼、回答、報告、意見等の具申等を行うこと。

(2) 通知書、請求書、申請書、照会書、依頼書、回答書等を受理するこ

と。

- (3) 住民票等の写しを請求すること。
- (4) 保管文書の保存又は廃棄を決定すること。
- (5) 行政文書の公開決定等をする事。
- (6) 個人情報の開示決定等及び訂正決定等をする事。

(専決事項の制限)

第5条 前条の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するときは、代表監査委員の決裁を受けなければならない。

- (1) 事案の内容が特に重要であると認められるとき。
- (2) 事案の内容が異例であり、又は重要な先例になるものと認められるとき。
- (3) 事案について疑義があり、又は現に紛議を生じ、若しくは生ずるおそれがあると認められるとき。
- (4) その他特に監査委員において、了知しておく必要があると認めるとき。

(類推による専決)

第6条 専決することができる者は、この訓令において専決することができる事項として定められていないものであっても、事案の内容により専決することが適当であると認められるものについては、この訓令の定めに基づいて専決することができる。

(専決の報告)

第7条 専決した者は、必要があると認めるときは、当該専決した事項について、その内容を監査委員に報告しなければならない。

(事案の代決)

第8条 代表監査委員が不在のときは、他の監査委員が、その決裁すべき事項に係る事案を臨時に決裁する。

2 前項の規定により決裁した監査委員は、当該決裁した事案について、

代表監査委員に、速やかにその旨を報告しなければならない。ただし、あらかじめ報告を要しない旨の指示を受けた場合は、この限りでない。

（文書）

第 9 条 収受し、又は発送する文書に付す文書の記号は、「川桶組監」とする。

2 前項に定めるもののほか、文書の取扱いに関し必要な事項は、川島桶川資源循環組合文書取扱規程（令和 7 年川島桶川資源循環組合訓令第 5 号）の例による。

（公印の名称等）

第 10 条 公印の名称、ひな形、書体、寸法及び個数並びに当該公印を使用する文書（別表において「使用の区分」という。）は、別表のとおりとする。

（公印の管理）

第 11 条 公印の保管及び使用については、上席の書記がその責めに任じ、かつ、その権限を有するものとする。

2 上席の書記は、公印台帳（様式第 1 号）を備え、全ての公印について、その新調、改刻、廃止又は廃棄の都度、必要な事項を登載しておかなければならない。

3 公印は、常に堅固な容器に納め、勤務時間外及び組合の休日にあつては、当該容器を封印し、又は施錠された状態においておかなければならない。

（公印の使用）

第 12 条 公印を使用したときは、公印使用簿（様式第 2 号）に必要事項を記入しなければならない。

2 公印は、所定の保管場所以外に持ち出してはならない。ただし、やむを得ない理由により、事前に監査委員の承認を受けた場合は、この限りでない。

(公印の新調及び改刻並びに公印の使用の廃止)

第 1 3 条 上席の書記は、公印を新調し、若しくは改刻しようとするとき、又は公印の使用を廃止しようとするときは、公印新調（改刻・使用廃止）申請書（様式第 3 号）を監査委員に提出し、その承認を受けなければならない。

2 監査委員は、公印を新調し、若しくは改刻するとき、又は公印の使用を廃止するときは、公印の名称、印影及び使用の開始又は廃止の期日を告示しなければならない。

(公印の廃棄)

第 1 4 条 上席の書記は、改刻その他の理由により使用しなくなった公印を、使用を廃止した日から 1 0 年間保存しなければならない。

2 前項に規定する期間を経過した公印は、焼却又は裁断の方法により廃棄しなければならない。

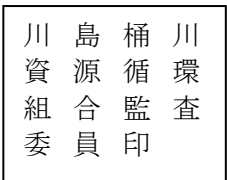
(公印の事故報告)

第 1 5 条 上席の書記は、公印に盗難、紛失、偽造等の事故があったときは、速やかに公印事故報告書（様式第 4 号）により監査委員に報告しなければならない。

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。

別表（第 1 0 条関係）

公印の名称	ひな形	書体	寸法	個数	使用の区分
川島桶川資源 循環組合監査 委員印		てん書	方 2 1	1	監査委員名 をもって発 する文書

川島桶川資源 循環組合代表 監査委員印	川島桶川 資源循環 組合代表 監査委員印	てん書	方 2 1	1	代表監査委 員名をもつ て発する文 書
---------------------------	---	-----	-------	---	------------------------------

様式第 1 号（第 1 1 条関係）

公 印 台 帳

No.

公印名			
寸 法	mm×	mm	印影
材 質			
書 体			
使用開始	年	月 日	
使用廃止	年	月 日	理由
廃 棄	年	月 日	方法

様式第2号（第12条関係）

公 印 使 用 簿

[illegible]

様式第 3 号（第 1 3 条関係）

公印新調（改刻・使用廃止）申請書

年 月 日

川島桶川資源循環組合監査委員 様

職・氏名

次のとおり 公印を新調（改刻） したいので、申請します。
公印の使用を廃止

公 印 名			
新 調 ・ 改 刻 ・ 使用の 廃 止 の 理 由			
用 途			
公印の使用 の 開 始	年 月 日		
公印の使用 の 廃 止	年 月 日		
ひ な 形 (印影)		寸 法	mm× mm
		材 質	
		書 体	
そ の 他 必 要 な 事 項			

様式第4号（第15条関係）

公 印 事 故 報 告 書

年 月 日

川島桶川資源循環組合監査委員 様

職・氏名

次のとおり公印に事故がありましたので報告します。

事故のあった公印名	
事 故 発 生 年 月 日	
事 故 の 内 容	
事故の後における処理のてん末	
その他必要事項	